

高知大学遺伝子実験施設放射線障害予防規則

平成16年4月1日
規則第 365 号

最終改正 令和5年10月30日規則第37号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。)の定めるところに従い、高知大学総合研究センター遺伝子実験施設(以下「遺伝子実験施設」という。)における放射性同位元素等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

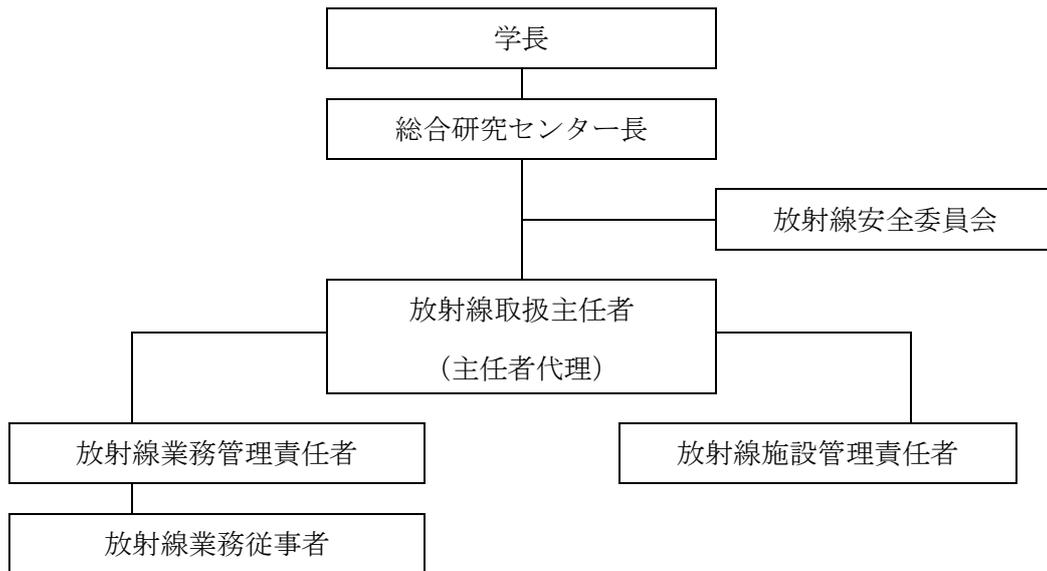
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「使用施設等」とは、放射性同位元素等を使用するため、R I 規制法の定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けた使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (2) 「放射性同位元素等」とは、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物をいう。
- (3) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理及びこれに付随する業務をいう。
- (4) 「放射線業務従事者」とは、放射線作業に従事するため、第10条の規定により登録された者をいう。

第2章 組織及び職務

(組織)

第3条 遺伝子実験施設における放射線障害の防止に関する組織は、次のとおりとする。



(総合研究センター長)

第4条 総合研究センター長（以下「センター長」という。）は、遺伝子実験施設における放射線障害の防止に関する業務を統括する。

(放射線安全委員会)

第5条 遺伝子実験施設に、放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、放射線障害の防止に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本規則の改廃に関すること。
- (2) 使用施設等の新設及び廃止に係る原子力規制委員会への承認申請に関すること。
- (3) 管理区域の設定等に関すること。
- (4) 放射線障害の発生を予防するために必要な教育及び訓練に関すること。
- (5) 使用施設等における事故又は危険時の応急措置及び善後策に関すること。
- (6) 違反者への措置等に関すること。
- (7) その他遺伝子実験施設に係る放射線障害の防止に関する重要事項に関すること。

3 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 第6条第1項に定める放射線取扱主任者
- (3) 第8条第1項に定める放射線業務管理責任者
- (4) 第9条第1項に定める放射線施設管理責任者

4 前項に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 安全委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 6 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- 8 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。
- 9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 10 安全委員会の運営に関して必要な事項は、安全委員会が別に定める。
- 11 安全委員会は、特別の事項について、意見を聴する必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 12 安全委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(放射線取扱主任者等)

第6条 センター長は、放射線作業及び放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1人以上を選任する。

2 センター長は、主任者が旅行、疾病その他の理由によりその職務を行うことができない場合、その期間中職務を代行させるため、R I 規制法の定めるところにより、第1種放射線取扱主任者免状を有するものを主任者の代理者（以下「主任者代理」という。）として選任する。代行する期間が30日以上にわたるときは、速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前2項に規定する主任者及び主任者代理が選任又は解任された場合は、選任又は解任された日から30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、主任者代理の届出は、代行する期間が30日以上の場合に行う。

4 学長は、選任された主任者に対し、選任後1年以内（ただし、選任前1年以内に定期講習を受講していた場合は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）に定期講習（原子力規制委員会が定める時間数及び実施課目）を受けさせなければならない。また、その後は、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内ごとに定期講習を受けさせなければならない。

(主任者の職務及び権限)

第7条 主任者は、遺伝子実験施設における放射線障害の防止について指導監督を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 規定の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害の防止に関する対策の立案及び調整

- (3) 法令及び規定に基づく申請、届出、報告の審査
 - (4) 放射性同位元素等の受入れ、保管、使用、払出し、運搬及び廃棄に係る管理状況の
監査
 - (5) 放射線業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
 - (6) 放射線業務従事者等に対する健康診断計画の立案及びその実施
 - (7) 法令及び本規則に基づく帳簿、記録等の管理状況の監査
 - (8) 原子力規制委員会その他による立入検査等の立会い
 - (9) 関係者への助言、勧告及び指示
 - (10) センター長に対する意見の具申
 - (11) 安全委員会の開催の要求
 - (12) 事故発生時及び危険時の対応と措置
 - (13) 廃止措置期間中の現場監督
 - (14) その他放射線障害防止に関する必要事項
- 2 主任者代理は、主任者が旅行、疾病その他理由により不在となる期間中、前項に掲げる職務を代行しなければならない。

(放射線業務管理責任者)

第8条 センター長は、遺伝子実験施設に放射線業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を置く。

- 2 業務管理責任者は、放射線管理の実務責任者として、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性同位元素等による汚染の
管理
 - (2) 施設区分、管理区域等に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
 - (3) 放射性同位元素等の受入れ、保管、使用、払出し、運搬及び廃棄に関する管理
 - (4) 安全管理に係る放射線測定機器の保守管理
 - (5) 使用施設等の点検に関すること。
 - (6) 放射線作業の安全に係わる技術的事項
 - (7) 放射性廃棄物の保管及びそれらの処理
 - (8) 法令及び本規則に基づく帳簿、記録等の管理
 - (9) 第10条に定める名簿の保存

- (10) 関係者への助言、勧告及び指示
- (11) 安全委員会の開催の要求
- (12) その他放射線障害防止に関する必要事項
(放射線施設管理責任者)

第9条 センター長は、使用施設等の維持及び管理業務を行うため、放射線施設管理責任者（以下「施設管理責任者」という。）を置く。

2 施設管理責任者は、業務管理責任者と協力し、次の業務を行う。

- (1) 電気設備の運転及び維持管理に関すること。
- (2) 給水・排水設備の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 排気設備の運転及び維持管理に関すること。

(放射線業務従事者の登録)

第10条 放射線業務従事者として名簿への登録を希望する者は、放射性同位元素取扱者登録申請書に必要事項を記入してセンター長に申請しなければならない。

2 前項の申請をした者（以下「登録申請者」という。）は、第22条に定める健康診断を受けなければならない。

3 センター長は、登録申請者に対して第21条に定める教育訓練を実施した後、放射線業務従事者として登録する。

(放射性同位元素使用の申請)

第11条 放射性同位元素の使用を希望する者は、放射線業務従事者として名簿に登録された後、放射性同位元素使用計画書をセンター長に提出して承認を受けなければならない。

第3章 放射性同位元素等の取扱い等

(管理区域)

第12条 管理区域への入退域については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従うこと。
- (2) 放射線測定器を携行し、所定の記録を行うこと。ただし、放射線業務従事者でない者で、主任者が一時的に立入りを認めた者にあつては、その者の管理区域内における外部被ばくが実効線量について、100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときは、この限りではない。

- (3) 必要に応じて所定の場所で、所定の着衣、はきもの等を着脱し、作業室に出入りすること。
- (4) 管理区域を退出しようとするときは、身体各部、衣服、はきもの等の汚染の有無を検査し、汚染のあるときは、これを除去すること。
- (5) 器具、試料、生物等を管理区域から持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第13条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合は、業務管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用承認証の承認の条件を超えて使用しないこと。
- (2) 放射性同位元素は、所定の使用施設以外において使用しないこと。
- (3) 実験操作は、可能な限りフード内で行い、直接皮膚粘膜に放射性同位元素を付着させないようにすること。
- (4) 作業方法及び技術に習熟し、使用しようとする放射性同位元素について、十分な知識を持つとともに、使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法をとること。
- (5) 所定の着衣、ゴム手袋等を着用して作業し、手、作業衣等の汚染、体内の汚染等を起こさないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 管理区域内で、飲食、喫煙及び化粧をしないこと。
- (7) 作業台は、ビニールシート、広巾ろ紙等で適当に表面被覆をすること。
- (8) 使用施設は、常に整理し、不必要な器具、容器類等を持ち込まないこと。
- (9) 使用施設内の空間線量当量率を適切に監視し、安全の確認を怠らないこと。
- (10) 使用中の器具、容器類等に使用者名、作業を行う日時、核種、使用量等を明記すること。
- (11) 作業後の始末は、その日のうちに速やかに行うこと。
- (12) 使用に係る放射性同位元素の種類及び使用量の記録は、その日のうちに行うこと。

(放射性同位元素の受入れ、保管、払出し)

第14条 放射性同位元素を受け入れ又は払い出す場合は、あらかじめ業務管理責任者の許可を得て所定の帳簿に必要事項を記入しなければならない。

2 業務管理責任者は、受入れに係る放射性同位元素が貯蔵能力の範囲内であることを確

認し受入れを許可するものとする。

- 3 放射性同位元素は、次の各号に掲げる事項に従って保管しなければならない。
 - (1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設以外において貯蔵しないこと。
 - (2) 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、錠その他閉鎖のための設備又は器具を設けることにより、放射性同位元素の盗難の予防に関して実効ある措置を講じること。
 - (3) 放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。
 - (4) 貯蔵施設から放射性同位元素を持ち出すときは、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
 - (5) 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。
- 4 業務管理責任者は、払出しに係る放射性同位元素が払い出す相手方の許可範囲内であること又は払い出す相手方がR I 規制法に定める放射性同位元素の届出販売業者であることを確認し払出しを許可するものとする。

(放射性同位元素等の運搬)

第15条 放射性同位元素等を事業所内において運搬する場合は、業務管理責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、容器に入れ、又は容器に密封すること。
 - (2) 容器は、こぼれにくい構造を持ち、かつ、浸透又は破損しにくい材料を用いたものにする。
 - (3) 容器には、放射性物質の種類数量を明示し、標識を付けること。
 - (4) 容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにすること。
- 2 放射性同位元素等を事業所外において運搬する場合は、原則として、専門の業者に委託しなければならない。
 - 3 事業所外における放射性同位元素等の運搬を業者に委託したときは、運搬年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を所定の様式に記入しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第16条 放射性同位元素等を廃棄又は焼却する場合は、業務管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 固体状の放射性同位元素等は、不燃物、難燃物、可燃物及び非圧縮性不燃物に区分

し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄した後に許可廃棄業者へ廃棄を委託すること。

(2) 液体状の放射性同位元素等は、放射能濃度の高いもの（R I 原液、第一次洗浄水）は、専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄した後に許可廃棄業者へ廃棄を委託すること。放射能濃度の低いもの（第二次洗浄水以降の排水）は、排水設備により排水口における排水中放射能濃度を濃度限度以下として排水すること。

(3) 気体状の放射性同位元素等は、排気設備により排気口における排気中放射能濃度を濃度限度以下として排気すること。

(4) 焼却する場合は、所定の焼却基準に従って焼却すること。

(5) 放射性同位元素等を廃棄する場合には、その都度、汚染された物の種類、数量、廃棄年月日、廃棄方法、廃棄場所及び廃棄に従事する者の氏名を所定の様式に記入すること。

第4章 測定

(放射線障害のおそれのある場所の測定等)

第17条 業務管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を実施しなければならない。

2 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて、次の各号に従い行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によって行うものとする。

(1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。

(2) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び事業所の境界について、放射線の量を知るために最も適した場所において行うこと。

(3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について、汚染の状況を知るために最も適した場所において行うこと。

(4) 測定は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後は1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口及び排水口における汚染の状況の測定は、排気及び排水の都度行うこと。

3 業務管理責任者は、次の各号に掲げる項目について放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定結果を記録し、主任者の検認を受けなければならない。

- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

4 前項の測定記録は、5年間保存しなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

第18条 業務管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して、次に定めるところにより、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を適切な放射線測定器を用いて測定し、その結果を記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によって行う。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量について行う。
- (2) 外部被ばくによる線量の測定は、次のとおりとする。

ア 測定は、OSL線量計等の個人被ばく線量計を用いて、管理区域に立ち入っている間継続して行う。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものは、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときは、この限りでない。

イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をセンター長に所定の様式で申し出た者を除く。）については、腹部）については、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をセンター長に所定の様式で申し出た者を除く。）については、「腹部及び大たい部」）以外の場合は、当該部位についても測定する。また、最大被ばく部位が上記3部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定する。

ウ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、ア及びイの測定のほか、

眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

(3) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、3月を超えない期間毎に1回（本人の申出等により、主任者が妊娠の事実を知ることとなった女子については、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）計算によって行うこととし、その結果が $2\text{ mSv} / 3\text{ 月}$ 以上であった場合のみ被ばく線量として記録するものとする。ただし、一時立入者については、その者の内部被ばくによる線量が実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときは、この限りではない。

(4) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分について行うこと。

(5) 外部被ばくの測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により、主任者が妊娠の事実を知ることとなった女子については、毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の当該期間ごとに集計し、その都度、次の事項について記録しなければならない。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定した者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ウ 放射線測定器の種類及び型式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

(6) 内部被ばくの測定結果については、計算の都度、次の項目について記録すること。

ア 計算年月日

イ 計算対象者の氏名

ウ 計算した者の氏名

エ 計算方法

オ 計算結果

(7) 放射性同位元素による汚染の状況の測定結果については、手、足等人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次の事項について記録すること。

- ア 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
- イ 測定対象者の氏名
- ウ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
- エ 放射線測定器の種類及び型式
- オ 汚染の状況
- カ 測定方法
- キ 測定部位及び測定結果

(8) 第5号から第7号までの測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により、主任者が妊娠の事実を知ることとなった女子については、毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の当該期間ごとに算定し、その都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- ア 算定年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

(9) 前号の実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録すること。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確

保できる場合にあつては、名称)

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

(10) 前号の規定は、第8号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。

(11) 第5号から前号までの記録は、永久に保存するとともに、記録の都度、対象者に対しその写を交付しなければならない。

2 前項第2号の外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に定めるところにより、測定の信頼性を確保しなければならない。

(1) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行うこと。

(2) 一時立入者の外部被ばくによる線量の測定（100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者は除く。）は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うこと。

3 第1項第4号の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行わなければならない。

第5章 維持及び管理

（施設等の点検）

第19条 業務管理責任者及び施設管理責任者は、年2回以上放射線施設等の点検を行わなければならない。

2 業務管理責任者及び施設管理責任者は、前項の点検等の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、点検等の結果並びに措置を講じた場合は、記帳しなければならない。

3 業務管理責任者及び施設管理責任者は、それぞれ点検等を終えたときは、その結果を相互に通知しなければならない。

4 業務管理責任者は、第1項の点検を終えたとき、第2項の措置を講じたとき、又は前項の通知を受けたときは、それらの実施結果をとりまとめて、主任者を經由してセンター長に報告しなければならない。

(修理、改修)

第20条 業務管理責任者及び施設管理責任者は、それぞれ所管する施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の承認を行おうとする場合において必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき安全委員会に諮問するものとする。

3 業務管理責任者及び施設管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について、主任者を經由してセンター長に報告しなければならない。

第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第21条 センター長は、登録申請者に対し、本規則の周知等を図るほか、放射線障害防止に必要な知識及び技能を習得させるため、教育及び訓練を行わなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

(1) 初めて管理区域に立ち入る前にあつては、次の表の各項目及び当該項目に応じた時間数を実施すること。

項 目	時 間 数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱い	1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則	30分以上

(2) 管理区域に立ち入った後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に、前号の表に掲げる項目について実施すること。

3 センター長は、管理区域に一時的に立ち入る者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第22条 センター長は、登録申請者に対して、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期

- ア 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
- イ 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。

問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。

- ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- イ 皮膚
- ウ 眼

ただし、アからウまでの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断については、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

2 センター長は、前各号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

3 センター長は、次の各号に従い、健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果の記録を永久に保存するとともに、実施の都度、記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第23条 センター長は、放射線業務従事者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、保健管理センター所長及び主任者の意見に基づき、業務を行う時間の短縮、業務内容の制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行わなければならない。

2 センター長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく医師による診断、保健指導等の必要な措置を講じなければならない。

第8章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第24条 業務管理責任者は、次の各号に定める事項を記載する帳簿を備えなければならない。

- (1) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、運搬又は廃棄に関する事項
- (2) 使用施設等の点検に関する事項
- (3) 第21条に規定する教育訓練の実施に関する事項
- (4) 放射線測定器の信頼性の確保に関する事項

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ及び払出し
 - ア 放射性同位元素の種別及び数量
 - イ 放射性同位元素の受入れ及び払出し年月日
 - ウ 相手方の氏名又は名称
- (2) 使用
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
 - ア 事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法
 - イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託

先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の点検

- ア 点検の実施年月日
- イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ウ 点検を行った者の氏名

(7) 第21条に規定する教育及び訓練

- ア 教育及び訓練の実施年月日、項目、時間数
- イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(8) 放射線測定器の信頼性の確保

- ア 第17条第2項並びに第18条第2項第2号及び同条第3項の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、点検又は校正の方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- イ 第18条第2項第1号の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容

3 主任者は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は、廃止日等に帳簿を閉鎖し、5年間保存しなければならない。

4 主任者は、事業所を廃止する場合には、次に定める項目を記録した廃止措置に係る帳簿を別途作成し、廃止日等の属する年度の放射性同位元素の保管に係る帳簿及び放射性同位元素によって汚染された物の保管廃棄に係る帳簿とともに、廃止措置報告書へ添付して原子力規制委員会に報告しなければならない。

ア 譲渡した放射性同位元素の種類及び数量並びに年月日及び相手方の氏名又は名称

イ 放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した汚染物の種類及び数量

ウ 廃棄した放射性同位元素等の種類及び数量並びに年月日、方法及び場所

第9章 災害時及び危険時の措置

(災害時の措置)

第25条 遺伝子実験施設が所在する同一市町村で震度5強以上の地震、風水害による家屋の全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合）などの大規模自然災害が発生した場合は、安全確保の上、可能な限り速やかに、あらかじめ指定された点検担当者が災害時の点検項目について点検を行い、その結果を、別に定める連絡通報体制に従い、主任者、センター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた結果、第28条に規定する法令報告の対象となる事態が発生した場合には、原子力規制委員会に電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。

4 学長は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の火災で管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む。）には、第28条に規定する法令報告の対象となる事態が生じなくとも、原子力規制委員会へ電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。

(危険時の措置)

第26条 前条に定める大規模自然災害、火災等が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合（以下「災害等の事態」という。）においては、次の各号に掲げるところにより措置しなければならない。

(1) 災害等の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに別に定める連絡通報体制に従い、通報すること。

(2) 主任者は、前号の通報があったとき、又は自ら災害等の事態を発見したときは、緊急作業従事者とともに、速やかに次に掲げるところにより応急の措置を講じるとともに、必要に応じ警察署又は消防署に通報し、かつ、センター長に報告すること。

ア 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を速やかに救出し、避難させること。なお、管理区域にいる者及びその付近にいる者に対して、避難するよう警告すること。

イ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、速やかにその広がりを防止し、その

除去に努めること。

ウ 放射性同位元素を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、周囲に縄張りをし、標識を設け、関係者以外の立入りを禁止すること。

エ 災害の発生中及び鎮圧後も放射線による二次災害がないように、厳重な管理を行うこと。

(3) 緊急作業従事者は、「緊急時の対応」についての教育及び訓練を受講し、あらかじめ緊急作業従事者として指定された者とする事。

(4) 緊急作業従事者は、必要な個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し作業を行わなければならないこと。また、緊急作業終了後は、所定の健康診断を受診しなければならないこと。

(5) センター長は、第2号の報告を受けたときは、その旨を速やかに学長に報告すること。

第10章 報告及び情報提供

(定期報告)

第27条 業務管理責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、遺伝子実験施設における放射性同位元素の在庫及び放射線管理の状況に関する報告書(放射線管理状況報告書)を作成し、主任者を經由してセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告書を、当該期間の経過後3月以内に学長を經由して、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故時の報告)

第28条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める連絡通報体制に従い、直ちに主任者に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 液体状の放射性同位元素等が、排水に係る濃度限度を超えて放射線施設外に漏えいしたとき。
- (3) 気体状の放射性同位元素等が、排気に係る濃度限度を超えて放射線施設外に漏えいしたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当す

るとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6) 放射線業務従事者について、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(7) 放射線障害が発生したとき又は発生したおそれのあるとき。

(8) その他、R I 規制法に定める事態が生じた場合

2 主任者は、前項の通報があったとき、又は自ら前項各号に掲げる事態の発生を発見したときは、極力探査に努め、又は応急の措置を講じるとともに、直ちにセンター長に報告しなければならない。

3 センター長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を直ちに学長を経由して、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(情報提供)

第29条 第26条並びに前条第1項の事態により、放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、センター長は学長に報告した上で、研究国際部研究推進課海洋コア室（以下「海洋コア室」という。）を通じて高知大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するものとする。また、外部からの問い合わせに対応するため、海洋コア室に問い合わせ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 漏えい状況等による事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

- (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
- 3 センター長は情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、学長に報告することとする。

第11章 雑則

第30条 この規則の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成18年8月7日規則第21号）

この規則は、平成18年8月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月21日規則第23号）

この規則は、平成22年6月21日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第119号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日規則第17号）

この規則は、平成26年6月10日から施行する。

附 則（令和元年7月31日規則第25号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める規定及び「防止法」を「R I 規制法」に改める規定については、令和元年9月1日から施行する

附 則（令和3年8月18日規則第18号）

この規則は、令和3年8月18日から施行する。

附 則（令和5年10月30日規則第37号）

この規則は、令和5年10月30日から施行し、令和5年10月1日から適用する。